

本庄市住宅用エネルギーシステム設置補助金 申請の手引き

地球温暖化対策の一環として、市民の方が、住宅用エネルギーシステムの設置工事等を行う場合、その費用の一部を予算の範囲内で市が補助します。

(注意) 補助金の交付は補助対象システムの種類ごとに1世帯あたり1回を限度とします。

補助金の交付を受けたい方は、設置工事等を行う前に、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、環境推進課(市役所4階)に提出してください。

■受付開始日 令和6年4月1日(月)

(工事着工(電気自動車の場合は購入。以下同じ)より14日前までを目安に余裕をもって申請してください。また、令和7年3月31日(月)までに実績報告書が提出できるよう申請を行ってください。)

■受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

予算額に達したところで
受付を終了します。

補助対象となる方・住宅の条件

市内の住宅(共同住宅及び併用住宅(ただし、延べ面積の二分の一以上を居住の用に供するもの)を含む。)に補助対象システムを設置(電気自動車の場合は購入。以下同じ)、または補助対象システム(電気自動車以外)が設置された市内の新築住宅を購入し、その住宅に自ら居住し、市税に滞納がない個人。

補助対象システムの設置に係る住宅及びその敷地等に建築基準法、都市計画法等の関係法令等に違反がないこと。

補助対象・要件・補助金の額

種類	要件	補助率・上限金額
HEMS	ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載しており、電力使用量の計測及び制御を行うもの	2万円
太陽熱利用システム	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの ・ 自然循環型 集熱器と貯湯槽が一体のもの ・ 強制循環型 集熱器と蓄熱槽が独立し、動力を用いて不凍液等を強制的に循環させるもの	・ 自然循環型…2万円 ・ 強制循環型…3万円
地中熱利用システム	地中熱を熱源としたヒートポンプを活用するもの	補助対象経費の1/10 (上限金額5万円)
蓄電システム	国が実施する補助事業の対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているもの	補助対象経費の1/10 (上限金額10万円)
電気自動車	以下の全てに該当するもの ・ 自動車検査証に記載された燃料の種類が電気のもの ・ V2Hを介した住宅への給電機能を有するもの ・ 申請者が自動車検査証に記載された所有者であること ・ 新規登録した車両で、登録日から3年間は継続して所有すること ・ 住宅の敷地内に保管できること	補助対象経費の1/10 (上限金額20万円)
電気自動車 充給電設備 (V2H)	国が実施する補助事業の対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの	補助対象経費の1/10 (上限金額5万円)

■以下の①、②に該当する方については、それぞれ補助金額が2割増額されます。

- ①「親と同居・近居(市内)」「生計を一にする中学生以下の子がいる」「生計を一にする中学生以下の子がいる親族と同居」のいずれかに該当する場合
- ②市内に本社のある事業者が補助対象工事等を依頼をする場合

～住宅用エネルギーシステム設置補助金手続きの流れ～

1

見積書を取得、検討。（事業者を慎重に検討してください。）

（注意）対象工事・補助要件等は、契約前にお問い合わせください。

2

補助金申請書を提出します。

工事着工より14日前までを目安に余裕をもって申請してください。また、**実績報告書**を令和7年3月31日（月）までに提出できるよう申請してください。

【添付書類】

<input type="checkbox"/>	①案内図（補助対象工事等の場所の地図）
<input type="checkbox"/>	②見積書のコピー（補助対象工事等の内容及び金額の内容が確認できるもの）
<input type="checkbox"/>	③補助対象システムの設置予定箇所（電気自動車を購入する方は保管予定箇所）の現況写真（カラー写真であること。A4サイズの用紙に印刷、または貼り付け）
<input type="checkbox"/>	④補助対象システムの内容が確認できる仕様書、パンフレット、図面等
<input type="checkbox"/>	⑤建築基準法第6条第4項に規定する確認済証のコピー（新築住宅のみ）
<input type="checkbox"/>	⑥住民票（コピー不可）（「世帯全員」「続柄」が記載のもの）（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの） ※既存住宅や建替で設置する方で、住所の移転がない場合のみ （注意）「親と同居・近居（市内）」「生計を一にする中学生以下の子がいる親族と同居」の要件に該当し、加算を受ける場合、戸籍謄本等が必要になることがあります。申請前にご連絡ください。
<input type="checkbox"/>	⑦市税に滞納がない証明書（申請時に、市内に住民登録がある場合のみ）（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの） （注意）⑥⑦については、申請後に住所の移転がある場合、実績報告書の提出時に新しい住所が記載されたものをそれぞれ提出してください。
<input type="checkbox"/>	⑧債権者登録申出書

3

工事着工 ～ 工事完了（電気自動車の場合は納車。以下同じ）

（注意）市の交付決定通知書がお手元に届いてから着工してください。

4

実績報告書を提出します。

工事完了・代金支払い日から起算して30日以内、または令和7年3月31日（月）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

【添付書類】

<input type="checkbox"/>	①領収書及び内訳書のコピー
<input type="checkbox"/>	②補助対象システムの設置状態（電気自動車を購入した方は保管状態）がわかる写真（カラー写真であること。A4サイズの用紙に印刷、または貼り付け）
<input type="checkbox"/>	③補助対象システムの保証書等のコピー
<input type="checkbox"/>	④道路運送車両法第60条第1項に規定する自動車検査証のコピー（電気自動車を購入した方のみ）
申請時に、住民票・市税に滞納がない証明書の添付がなかった場合	
<input type="checkbox"/>	⑤住民票（コピー不可）（「世帯全員」「続柄」が記載のもので、設置した場所が住所となっているもの）
<input type="checkbox"/>	⑥市税に滞納がない証明書（設置した場所が住所となっているもの）

※実績報告書の提出時に、補助対象となる方の条件を満たしていない又は必要な書類が揃っていない場合は、補助金の交付決定を取り消しますので、ご注意ください。

5

補助金の請求をします。（郵送可）

【必要な書類】

①補助金交付請求書 ②市の確定通知書のコピー

【お問い合わせ先】

本庄市経済環境部
環境推進課ゼロカーボン推進係
（市役所4階）

住所：本庄市本庄3-5-3
電話：0495-25-1249